

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		緑地協定の認可(全員協定)			
根拠法令及び条項		都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 45 条第 4 項			
所 管 部 課 名		建設部 緑化公園課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市緑地協定要綱(昭和 58 年告示第 53 号)			
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 45 条第 4 項(全員協定)全員の合意 ・ 認可申請に係る緑地協定の公告等 <ul style="list-style-type: none"> ○認可申請縦覧公告 2 週間 (法第 46 条第 1 項) ○認可公告 随時 (法第 47 条第 2 項) ・ 期間 5 年以上 30 年未満 (施行規則第 13 条第 7 項) 			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 20 年 5 月 23 日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 25~40 日程度 (注: 休日は含まない。)			
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 25~40 日			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日		
備 考					